

横浜市資産指令第1052号
令和2年12月1日

許可番号 第05620003456号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市中区山下町105番地

氏名 武松商事 株式会社
代表取締役 金森 和哉 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日

令和2年12月1日

許可の有効年月日

令和9年11月30日

1. 事業の範囲

中間処理

- 溶融：廃プラスチック類 以上1種類
- 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
- 飼料化：廃油、廃プラスチック類、動植物性残さ 以上3種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市磯子区新磯子町10番4外1筆

処理施設の概要

- 溶融施設 1基（1.78 t/日）
設置年月日：平成25年8月9日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- 破碎施設 1基（139.03 t/日）
設置年月日：平成22年4月16日 許可年月日：平成21年11月16日
許可番号：10298
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
- 飼料化（破碎分別、乾燥）施設 2基（15.29 t/日×2）
設置年月日：平成22年2月3日
産業廃棄物の種類：廃油、廃プラスチック類、動植物性残さ 以上3種類

3. 許可の条件

- 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、119.7m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 元 年 1 1 月 1 日 新規許可

令和 2 年 1 2 月 1 日 更新許可

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無